

担当者	商工労働政策課		担当：津田、相井		
連絡先	528-2754		内線 3421		
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	3	11	28		

令和4年11月22日

## 光熱水費の増加に直面する中小企業者を支援 ～大津市原油価格・物価高騰等対策給付金の対象要件を追加します～

市内の中小企業者等を対象に、コロナ禍における原油や穀物等の物価高騰に対応するため今年7月より実施している大津市原油価格・物価高騰等対策給付金について、電気・ガス等のエネルギー関連の料金が高騰している状況を踏まえ、対象要件を追加し中小企業者の事業継続を支援します。

- 1 運用開始日 令和4年11月24日（木）
- 2 対象者

以下の(1) (2)のすべてを満たすもの。

- (1) 大津市内に事業所または事務所を有している中小企業者等または個人事業主であること
- (2) 次の①に該当する者または②及び③のいずれにも該当する者

今回追加

①令和4年5月分から同年11月分の任意の連続する3か月分の事業活動に伴う光熱水費の合計額に4を乗じて得た額が、直近の決算期における光熱水費の額と比較して10%以上上回っている。

②直近の決算期における原材料仕入価格の割合が製品等に係る売上高のうち30%以上を占めている。

③令和4年5月分から同年11月分の任意の連続する3か月分において、売上高に占める原材料仕入価格の割合※が、②の割合から3%以上増加している。

※百分率（パーセント）表記をした上で、小数第3位を切り捨てたものとする。

※上記(1) (2)に該当する場合でも対象外となる場合があります。

- 3 給付金額

中小企業者等 20万円  
個人事業主 5万円

- 4 申請期間 令和5年2月14日（火）まで

※消印有効 ※申請は1事業者につき、1回限り

※予算の上限に達する見込みとなり次第受付を終了いたします。

- 5 申請先・問い合わせ先

下記の(1)から(3)のいずれか。（各団体の会員は所属の団体へお願いします。）

- (1) 大津商工会議所

〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが219階 Tel.077-511-1500（直通）

- (2) 大津北商工会

〒520-0242 大津市本堅田三丁目7-14 Tel.077-572-0425（直通）

- (3) 瀬田商工会

〒520-2141 大津市大江四丁目18-10 Tel.077-545-2137（直通）

申請・お問い合わせは、平日の9時～17時までの間をお願いします。